

令和2年8月4日

保護者 様

草津市立高穂中学校
校長 中瀬 悟嗣

「暴風・大雨・洪水・大雪等の非常変災その他緊迫事態における非常措置」について

盛夏の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
日頃は、本校教育にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、標記の件における対応について下記のとおりお知らせいたしますので、ご確認くださいませようお願いします。

記

1. 「大雨、暴風、大雪等を含む**特別警報**」または「**暴風を含む警報**」の発令時における措置

- (1) **午前7時において「大雨、暴風、大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」が発令中の場合**
➡ **臨時休業とします**

- (2) 午前7時までに「**大雨、暴風、大雪等を含む特別警報**」または「**暴風を含む警報**」が解除された場合は、平常どおり登校させてください。ただし、通学路等の被害が甚大である等登校に支障を来すと判断する場合は、改めて学校より連絡いたします。また、保護者の方の判断で登校を見合わせることも必要に応じて可能とします。

- (3) **登校後、「大雨、暴風、大雪等を含む特別警報」または「暴風を含む警報」が発令された場合、および発令される可能性が高いと校長が判断した場合** ➡ **安全に留意し下校させます**

※なお、(1)～(3)は「連絡メールサービス」により配信しますので、登録をお願いします。
(裏面に連絡メールの登録方法があります。登録がお済みでない方はご利用ください。)

2. その他の警報（大雨・洪水・大雪等の警報）の発令時、およびその他の緊迫事態における措置

- (1) 登校前に「その他の警報」が発令された場合 ➡ 気をつけて平常どおり登校させてください。
- (2) 登校後に「その他の警報」が発令された場合 ➡ 状況によっては、十分に安全に留意し終業時刻を繰り上げて下校させることもあります。

3. 安全指導について

大雨・洪水・暴風・大雪等の非常変災その他緊迫事態の時には、学校でも可能な限りの配慮をさせていただきますが、ご家庭におかれましても、次の諸点につきましてご理解いただき、ご協力くださるようお願いいたします。

- (1) 大雨・洪水・台風等の変災時の登下校の際には、思わぬ危険が待ち受けています。危険箇所の点検や持ち物等への配慮を十分にいただき、通学の安全に万全を期するよう、通学路や生徒の実態に即した適切な注意や助言・指示をお願いします。
- (2) 警報・注意報が解除されたり、風や雨がやんだ後にも、河川の増水等の危険が残ります。遊び場や通学路に危険性がないかどうか調べていただくなど、危険防止にご配慮いただきますようお願いいたします。なお、事故が発生したときは、速やかに学校へご連絡ください。
- (3) 大雨・洪水・台風・大雪等のとき、生徒が遅刻・早退等をする場合には、学校（学級担任）と、平常以上に連絡を密にいただき、生徒の登下校の安全に万全を期することができますようご協力ください。